

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>0-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 0-1-1・0-1-2 (略) 0-1-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略) (1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略) ①～③ (略) ④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ～ハ (略) ⑤ (略)</p> <p>1. 投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項 (略)</p> <p>1-1 認可申請書等の審査</p>	<p>0-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 0-1-1・0-1-2 (略) 0-1-3 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度) (略) (1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ (略) ①～③ (略) ④ 回答 照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として30日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ～ハ (略) ⑤ (略)</p> <p>1. 投資信託委託業の認可基準の審査に当たっての留意事項 (略)</p> <p>1-1 認可申請書等の審査</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>1-1-1 業務の方法を記載した書類の審査 法第8条第2項に規定する業務の方法を記載した書類には、以下の点が記載されていることに留意する。 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 取引関係にある会社に関する事項</p> <p>(11)～(13) (略)</p>	<p>1-1-1 業務の方法を記載した書類の審査 法第8条第2項に規定する業務の方法を記載した書類には、以下の点が記載されていることに留意する。 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 取引関係にある会社 <u>(外国会社を含む。)</u> に関する事項 なお、ここでいう外国会社とは会社法第2条第2号に規定する外国会社であることに留意する。</p> <p>(11)～(13) (略)</p>
<p>1-1-2 認可申請書の添付書類の審査 認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は規則第11条第1項第2号の「<u>これに代わる書面</u>」に該当する。</p> <p>(2) 規則第11条第1項第10号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する<u>営業年度</u>及び当該<u>営業年度</u>の翌<u>営業年度</u>から起算して3<u>営業年度</u>における投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。</p> <p>(3) 規則第11条第1項第10号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定</p>	<p>1-1-2 認可申請書の添付書類の審査 認可申請書の添付書類の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は規則第11条第1項第2号の「<u>これらに代わる書面</u>」に該当する。</p> <p>(2) 規則第11条第1項第10号の「純資産額の見込み」は、業務の開始を予定する日の属する<u>事業年度</u>及び当該<u>事業年度</u>の翌<u>事業年度</u>から起算して3<u>事業年度</u>における投資信託委託業者としての業務の収支見込みに基づき算出されていること。</p> <p>(3) 規則第11条第1項第10号の「業務の計画書」は、業務の開始を予定</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>する日の属する<u>営業年度</u>及び当該<u>営業年度</u>の<u>翌営業年度</u>から起算して3<u>営業年度</u>における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。</p>	<p>する日の属する<u>事業年度</u>及び当該<u>事業年度</u>の<u>翌事業年度</u>から起算して3<u>事業年度</u>における人員配置計画、支店その他の営業所の設置計画及び投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務を行う部門の設置計画等、投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する業務の計画が具体的に記載されていること。</p>
<p>(4)～(5) (略)</p>	<p>(4)～(5) (略)</p>
<p>1-1-3 外国会社の認可申請書等の審査</p>	<p>1-1-3 外国会社の認可申請書等の審査</p>
<p>外国の法令に準拠して設立された<u>株式会社</u>と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p>	<p>外国の法令に準拠して設立された<u>取締役会設置会社</u>と同種類の法人（以下「外国会社」という。）が提出する認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 法第8条第2項の「<u>会社登記簿の謄本</u>」は、申請者の<u>会社登記簿の謄本</u>で本国で作成された正本のほか、国内における主たる営業所の<u>登記簿の謄本</u>が添付されていること。</p>	<p>(3) 法第8条第2項の「<u>登記事項証明書</u>」は、申請者の<u>登記事項証明書</u>で本国で作成された正本のほか、国内における主たる営業所の<u>登記事項証明書</u>が添付されていること。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) 規則第11条第1項第11号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表」及び同条第2項の「最近の<u>三営業年度の財産目録</u>、貸借対照表、損益計算書及び<u>利益の処分又は損失の処理に関する書類</u>」として、申請者に係</p>	<p>(5) 規則第11条第1項第11号の「認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表<u>（関連する注記を含む。）</u>」及び同条第2項の「最近の<u>三事業年度の貸借対照表</u><u>（関連する注記を含む。）</u>、<u>損益計算書</u><u>（関連する注記を含む。）</u>及</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。</p> <p>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項 投資信託委託業者の監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 法第13条の解釈</p> <p>2-2-1 常務に従事する取締役の解釈</p> <p>「常務に従事する取締役」とは、取締役会の出席回数、拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わる取締役をいう。</p> <p>したがって、代表権のある取締役は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。</p> <p>2-2-2 他の会社等の解釈</p> <p>「他の会社」とは、<u>商法</u>上の会社を問わず全ての「会社」をいい、公益法人、組合等は含まない。また、「他の会社の常務に従事し」とは、他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合をいう。</p> <p>したがって、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、</p>	<p><u>び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類</u>」として、申請者に係る書類のほか国内における主たる営業所に係る書類が添付されていること。</p> <p>2. 投資信託委託業者の監督に当たっての留意事項 投資信託委託業者の監督に当たっては、次の事項に留意するものとする。</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 法第13条の解釈</p> <p>2-2-1 常務に従事する取締役<u>（委員会設置会社にあつては執行役）</u>の解釈</p> <p>「常務に従事する取締役<u>（委員会設置会社にあつては執行役）</u>」とは、取締役会の出席回数、拘束時間の多少にかかわらず、会社の実務に携わる取締役をいう。</p> <p>したがって、代表権のある取締役は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。</p> <p>2-2-2 他の会社等の解釈</p> <p>「他の会社」とは、<u>会社法</u>上の会社を問わず全ての「会社」をいい、公益法人、組合等は含まない。また、「他の会社の常務に従事し」とは、他の会社の取締役であることを要せず、他の会社の実務に携わる場合をいう。</p> <p>したがって、他の会社の代表権のある取締役に就任する場合は全て承認の対象となるほか、代表権のない取締役でも会長、副会長、社長、副社長、専務、</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。 2-2-3 (略)</p>	<p>常務として対外的に常務に従事しているとみられるものは承認の対象となる。 2-2-3 (略)</p>
<p>2-3 投資信託財産のリスク評価の相殺 投資信託財産に係る規則第27条第1項第5号イ及びロに掲げる額に係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合の同号の適用については、一定のリスク管理の下に、それぞれの取引についてリスク評価額の管理が行われているものであって、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次に該当する場合には、同号に規定する「当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合」に該当する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>2-3 投資信託財産のリスク評価の相殺 規則第27条第1項第5号イ及びロに掲げる額に係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合の同号の適用については、一定のリスク管理の下に、それぞれの取引についてリスク評価額の管理が行われているものであって、次に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ次に該当する場合には、同号に規定する「当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合」に該当する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>2-6 投資信託財産運用報告書の記載要領 法第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、<u>投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細書並びに運用報告書に関する規則</u>（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則令」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な記載要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過</p>	<p>2-6 投資信託財産運用報告書の表示要領 法第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、<u>投資信託財産の計算に関する規則</u>（平成12年総理府令第133号。以下「投資信託財産計算規則令」という。）第58条第1項各号に掲げる事項の具体的な表示要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>① 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が記載されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に記載された「今後の運用方針」との関連（たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等）が記載されていること。</p> <p>② 今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に記載されていること。</p> <p>③ 当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が記載されていること。</p> <p>(2) 運用状況の推移</p> <p>① 下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、記載されていること。 イ～ニ （略）</p> <p>② 当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。</p> <p>(3) 株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末</p>	<p>① 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が表示されていること。併せて、当該投資信託の投資信託財産における運用方針及び前期の運用報告書に表示された「今後の運用方針」との関連（たとえば運用方針に従った投資行動が行われたかについての検証結果等）が表示されていること。</p> <p>② 今後の運用方針が当該投資信託の投資信託財産における運用方針を基に、具体的に表示されていること。</p> <p>③ 当期の収益分配金については、分配金の決定の根拠と留保益の今後の運用方針が表示されていること。</p> <p>(2) 運用状況の推移</p> <p>① 下記の区分に応じ、当該下記に定める期間の運用実績（基準価額、分配金、期中騰落率、受益者利回り、株価指数、主要な運用対象資産の構成比率又は元本残存率等、投資信託財産の状態を的確に判断することができる実績をいう。）が、表示されていること。 イ～ニ （略）</p> <p>② 当期中の基準価額と市況との比較として、信託の計算期間の騰落率のほか、当該投資信託の投資信託財産の運用方針において、特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。</p> <p>(3) 株式につき、銘柄ごとに、前期末、当期末現在における株数及び当期末</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</p> <p>① (略)</p> <p>② 通貨の種類ごとに記載されていること。 (通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。)</p> <p>③ 銘柄別に記載されていること。 なお、国内株式(新株予約権証券を除く。)については、業種別に記載し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて記載されていること。</p> <p>④ 当期末の国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑤ 当期末の外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が記載されていること。</p> <p>⑥ 当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して記載され、増減資、株式分割及び額面変更等による増減は括弧外書として記載され、かつ、その旨が記載されていること。</p> <p>⑦ 当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が記載されていること。</p> <p>(4) 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p>	<p>現在における時価総額並びに当該投資信託財産の計算期間中における株式の売買総数及び売買総額</p> <p>① (略)</p> <p>② 通貨の種類ごとに表示されていること。 (通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)</p> <p>③ 銘柄別に表示されていること。 なお、国内株式(新株予約権証券を除く。)については、業種別に表示し、当期末の国内株式時価総額に対する業種別の比率があわせて表示されていること。</p> <p>④ 当期末の国内株式時価総額及び国内新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p> <p>⑤ 当期末の外国株式時価総額及び外国新株予約権証券時価総額については、投資信託財産純資産総額に対するそれぞれの比率が表示されていること。</p> <p>⑥ 当該計算期間中における株式の売買総数及び売買総額は、それぞれ売付け及び買付けに区分して表示され、増減資、株式分割及び額面変更等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が表示されていること。</p> <p>⑦ 当該計算期間中における株式の売買比率及び受益権一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。</p> <p>(4) 公社債につき、種類及び銘柄ごとに、当期末現在における時価総額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>① 通貨の種類ごとに記載されていること。 (ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が記載されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 銘柄別に記載されていること。</p> <p>④ 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して記載され、新株予約権付社債券の割当て、償還及び新株予約権の行使等による増減は括弧外書として記載され、かつ、その旨が注記されていること。</p> <p>(5) 投資信託の受益証券(親投資信託の受益証券を除く。以下2-6において同じ。)、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1項第5号に掲げる事項</p> <p>① 通貨の種類ごとに記載されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に記載されていること。)</p> <p>② 当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が記載されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託(以下「子投資信託」という。)に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について記載されていること。</p> <p>(6) 当期末現在において有価証券の貸付を行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額</p>	<p>① 通貨の種類ごとに表示されていること。 (ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、通貨の種類にかかわらず、その合計額が表示されていても差し支えない。通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 銘柄別に表示されていること。</p> <p>④ 当該計算期間中における売買総額は、売付け及び買付けに区分して表示され、新株予約権付社債券の割当て、償還及び新株予約権の行使等による増減は括弧外書として表示され、かつ、その旨が注記されていること。</p> <p>(5) 投資信託の受益証券(親投資信託の受益証券を除く。以下2-6において同じ。)、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1項第5号に掲げる事項</p> <p>① 通貨の種類ごとに表示されていること。(通貨の種類がユーロの場合は、国別に表示されていること。)</p> <p>② 当該計算期間中における親投資信託の受益証券一口当たりの売買委託手数料が表示されていること。この場合において、当該親投資信託受益証券を組入れる投資信託(以下「子投資信託」という。)に係る売買委託手数料については、親投資信託の当該子投資信託に対応する部分について表示されていること。</p> <p>(6) 当期末現在において有価証券の貸付を行っている場合には、種類ごとに、総株数又は券面総額</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が記載されていること。</p>	<p>株式、公社債に区分され、株式については総株数を、公社債については券面総額が表示されていること。</p>
<p>(7) 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して記載されていること。</p> <p>(ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が記載されていても差し支えない。)</p>	<p>(7) 有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額は、株式に係る取引、債券に係る取引等に区分して表示されていること。</p> <p>(ただし、投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、上記にかかわらず各月の最終の営業日の前日現在における残高及び当該計算期間中における売付け・買付け別の取引総額が表示されていても差し支えない。)</p>
<p>(8) 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1項第8号に掲げる事項</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して記載されていること。</p>	<p>(8) 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、投資信託財産計算規則令第58条第1項第8号に掲げる事項</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。</p>
<p>(9) 令第3条第11号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在に</p>	<p>(9) 令第3条第11号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在に</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>おける債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>おける債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(10) 令第3条第12号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間における売買総額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>(10) 令第3条第12号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間における売買総額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(11) 令第3条第13号、14号に掲げる各取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>(11) 令第3条第13号、14号に掲げる各取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(12) 令第3条第15号から第17号までに掲げる資産及び特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用資産の主な内容</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>(12) 令第3条第15号から第17号までに掲げる資産及び特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用資産の主な内容</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>と。</p> <p>(13) 当期末現在における令第3条第1号、第8号から第12号まで若しくは第15号から第17号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率</p> <p>比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が記載されていること。</p> <p>なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。</p> <p>(14) 法第16条の2第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、記載されていること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 当該投資信託財産の計算期間中における法第15条第2項第1号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行</p>	<p>と。</p> <p>(13) 当期末現在における令第3条第1号、第8号から第12号まで若しくは第15号から第17号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率</p> <p>比率は、各資産（親投資信託受益証券にあっては銘柄ごと）のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率が表示されていること。</p> <p>なお、当期末現在における外貨建資産に係る純資産総額の投資信託財産総額に対する比率が注記されていること。</p> <p>(14) 法第16条の2第1項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称、当該調査の結果及び方法の概要</p> <p>調査の結果及び方法の概要については、当該調査を行った特定資産の種類、事項、行った者の資格等を含み、投資者にとって理解しやすいように配慮され、表示されていること。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) 当該投資信託財産の計算期間中における法第15条第2項第1号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人に支払われた売買委託手数料の総額</p> <p>取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、その他取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。</p>	<p>われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、その他取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、利害関係人との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p>
<p>(17) 投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における証券会社である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額 取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が記載されていること。</p>	<p>(17) 投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における証券会社である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額 取引状況は、有価証券、有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金融先物取引、海外金融先物市場において行われる金融先物取引と類似の取引、店頭金融先物取引、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引の種類ごとに、買付額、売付額に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が表示されていること。</p>
<p>(18) 投資信託委託業者が宅地建物取引業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の</p>	<p>(18) 投資信託委託業者が宅地建物取引業を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における宅地建物取引業者である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>総額 取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が<u>記載</u>されていること。</p> <p>(19) 投資信託委託業者が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託業者との間の取引の状況 取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が<u>記載</u>されていること。</p> <p>(20) 当該信託契約終了の場合は、投資信託財産運用総括表 当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて<u>記載</u>されていること。なお、(1)において当該運用の経過の概略が<u>記載</u>されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。 投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、投資信託財産計算規則令別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。</p> <p>2-12 法定帳簿の作成・保存 2-12-1 (略)</p> <p>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存 (1) (略)</p>	<p>総額 取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が<u>表示</u>されていること。</p> <p>(19) 投資信託委託業者が不動産特定共同事業を営んでいる場合にあっては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者である投資信託委託業者との間の取引の状況 取引状況は、不動産の種類ごとに、売買、賃貸借等に区分され、自己との取引額及びそれぞれの総額に対する比率が<u>表示</u>されていること。</p> <p>(20) 当該信託契約終了の場合は、投資信託財産運用総括表 当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略があわせて<u>表示</u>されていること。なお、(1)において当該運用の経過の概略が<u>表示</u>されている場合には当該運用の経過の概略を省略することができるものとする。 投資信託財産計算規則令第59条第1項による場合は、投資信託財産計算規則令別紙様式第2号中「毎計算期末の状況」については、「毎作成期間末の状況」と読み替えて作成しても差し支えない。</p> <p>2-12 法定帳簿の作成・保存 2-12-1 (略)</p> <p>2-12-2 法定帳簿の電磁的方法等による保存 (1) (略)</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(2) 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保存に使用する媒体は、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類(ニに該当するものを除く。) <u>商法</u>に規定する帳簿閉鎖の時から10年間</p> <p>ニ (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類(ニに該当するものを除く。) <u>商法</u>に規定する帳簿閉鎖の時から10年間</p> <p>ニ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2-13 営業報告書等 2-13-1 営業報告書</p>	<p>(2) 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保存に使用する媒体は、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類(ニに該当するものを除く。) <u>会社法</u>に規定する帳簿閉鎖の時から10年間</p> <p>ニ (略)</p> <p>③～⑧ (略)</p> <p>(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、下記の区分に応じ、当該下記に定める保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類(ニに該当するものを除く。) <u>会社法</u>に規定する帳簿閉鎖の時から10年間</p> <p>ニ (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>2-13 営業報告書等 2-13-1 営業報告書</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>法第37条に規定する営業報告書の受理に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 規則別紙様式第9号、第10号、第16号及び第17号については、<u>営業年度末</u>の状況により作成されていること。</p> <p>(2) 規則別紙様式第10号中、委託の割合は、<u>営業年度末</u>における下記の計算方法により算出されていること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>2-13-2 (略)</p> <p>3. 委託者非指図型投資信託</p> <p><u>3-1 法第49条の11において準用する第13条の解釈</u></p> <p><u>法第49条の11において準用する第13条の解釈については、2-2に準じて行うものとする。</u></p> <p>3-2 取引報告書関係</p> <p>法第49条の11において準用する第27条において準用する証券取引法第41条に規定する取引報告書の作成に当たっての留意事項は、2-4に準じるものとする。</p> <p>3-3 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付</p>	<p>法第37条に規定する営業報告書の受理に当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 規則別紙様式第9号、第10号、第16号及び第17号については、<u>事業年度末</u>の状況により作成されていること。</p> <p>(2) 規則別紙様式第10号中、委託の割合は、<u>事業年度末</u>における下記の計算方法により算出されていること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>2-13-2 (略)</p> <p>3. 委託者非指図型投資信託</p> <p>削除</p> <p>3-1 取引報告書関係</p> <p>法第49条の11第1項において準用する第27条において準用する証券取引法第41条に規定する取引報告書の作成に当たっての留意事項は、2-4に準じるものとする。</p> <p>3-2 利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>法第49条の11において準用する法第28条第1項の規定による受益者等への書面の交付に当たっての「同種の資産」及び「管理の委託」の解釈については、2-5に準じるものとする。</p> <p>3-4 投資信託財産運用報告書の記載要領</p> <p>法第49条の11において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産計算規則令第63条において準用する第58条第1項に掲げる事項の具体的記載要領は、2-6に準じるものであることに留意し、その照会等があったときは適切に対応するものとする。</p> <p>4. 外国投資信託</p> <p>4-1 外国投資信託に関する届出書の記載要領</p> <p>外国投資信託に関する届出書の法第58条第1項各号及び規則第98条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項</p> <p>① 委託者に関する事項</p> <p>委託者（外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、<u>資本</u>の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。</p> <p>② 受託者に関する事項</p>	<p>法第49条の11第1項において準用する法第28条第1項の規定による受益者等への書面の交付に当たっての「同種の資産」及び「管理の委託」の解釈については、2-5に準じるものとする。</p> <p>3-3 投資信託財産運用報告書の表示要領</p> <p>法第49条の11第1項において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、投資信託財産計算規則令第62条において準用する第58条第1項に掲げる事項の具体的表示要領は、2-6に準じるものであることに留意し、その照会等があったときは適切に対応するものとする。</p> <p>4. 外国投資信託</p> <p>4-1 外国投資信託に関する届出書の記載要領</p> <p>外国投資信託に関する届出書の法第58条第1項各号及び規則第98条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）、受託者及び受益者に関する事項</p> <p>① 委託者に関する事項</p> <p>委託者（外国投資信託を管理する会社から投資信託財産の運用を委託される運用会社がある場合には、当該外国投資信託を管理する会社及び運用会社）の名称、<u>資本金</u>の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。</p> <p>② 受託者に関する事項</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>受託者（保管会社）の名称、<u>資本</u>の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の<u>営業</u>の全部又は一部の譲渡に関する事項 <u>営業譲渡</u>の手続、受益者への通知の方法及び<u>営業譲渡</u>に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。</p> <p>(6)～(8) （略）</p>	<p>受託者（保管会社）の名称、<u>資本金</u>の額、事業の内容及び業務の概要を記載すること。</p> <p>③ （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) 委託者（委託者指図型投資信託に類するものの場合に限る。）の<u>事業</u>の全部又は一部の譲渡に関する事項 <u>事業譲渡</u>の手続、受益者への通知の方法及び<u>事業譲渡</u>に対し受益者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。</p> <p>(6)～(8) （略）</p>
<p>4－2 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の<u>記載</u>要領 法第59条において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して<u>記載</u>されるものであり、投資信託財産計算規則令第63条第1項に掲げる事項の具体的な<u>記載</u>要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過 ① 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が<u>記載</u>されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る運用</p>	<p>4－2 外国投資信託の投資信託財産運用報告書の<u>表示</u>要領 法第59条において準用する第33条の規定による投資信託財産運用報告書は、投資者が理解しやすいように配慮して<u>表示</u>されるものであり、投資信託財産計算規則令第63条第1項に掲げる事項の具体的な<u>表示</u>要領は、以下のとおりであることに留意し、その照会等があったときは、適切に対応するものとする。</p> <p>(1) 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間中における資産の運用の経過 ① 期初の基準価額、期末の基準価額及び期中における基準価額の状況が<u>表示</u>されていること。併せて、当該外国投資信託の投資信託財産に係る</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>方針との関連が記載されていること。</p> <p>② 今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に記載されていること。</p> <p>③ 当期中に権利が確定した1単位当りの収益分配金が記載されていること。</p> <p>④ 信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が記載されていること。</p> <p>(2) 運用状況の推移</p> <p>① 当期以前10期の運用実績(基準価額、分配金等)が記載されていること。</p> <p>② 当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が記載されていること。</p> <p>(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日(以下4-2において「当期末」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書</p> <p>① 当期末における貸借対照表が記載されていること。</p> <p>② 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書が記載されていること。</p> <p>なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きすること。</p>	<p>運用方針との関連が表示されていること。</p> <p>② 今後の運用方針が当該外国投資信託の投資信託財産における運用方針を基に表示されていること。</p> <p>③ 当期中に権利が確定した1単位当りの収益分配金が表示されていること。</p> <p>④ 信託終了時の投資信託財産運用報告書については、当該信託の開始時から前期末までの運用の経過の概略が表示されていること。</p> <p>(2) 運用状況の推移</p> <p>① 当期以前10期の運用実績(基準価額、分配金等)が表示されていること。</p> <p>② 当期中の基準価額と市況との比較として、当該外国投資信託の投資信託財産の運用方針において特定の指数等に連動する運用をその方針としているときは、当該指数等の推移が表示されていること。</p> <p>(3) 当該外国投資信託の投資信託財産の計算期間の末日(以下4-2において「当期末」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表</p> <p>① 当期末における貸借対照表及びその注記表が表示されていること。</p> <p>② 当該計算期間中における損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表が記載されていること。なお、損失金額を表示する場合は、△印又は負号を付記又は括弧書きすること。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(4) 当期末における純資産額計算書</p> <p>① 当期末における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が記載されていること。</p> <p>② 上記(3)における貸借対照表において当該項目が記載されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。</p>	<p>(4) 当期末における純資産額計算書</p> <p>① 当期末における当該外国投資信託の発行済み単位数を明記し、当期末の純資産総額を発行済み単位数により除して得られた当該外国投資信託の受益証券の1単位当りの純資産価額が表示されていること。</p> <p>② 上記(3)における貸借対照表において当該項目が表示されている場合には、当該貸借対照表をもって純資産額計算書に代えることができる。</p>
<p>(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄</p> <p>① 当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場証券取引所の区分により地域別に区分し、銘柄の名称、数量、金額及び投資比率について記載すること</p> <p>② 上記①に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場証券取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を記載することができる。</p>	<p>(5) 投資の対象とする有価証券の主な銘柄</p> <p>① 当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式のうち評価額上位30位について発行地又は上場証券取引所の区分により地域別に区分し、銘柄の名称、数量、金額及び投資比率について表示すること</p> <p>② 上記①に代えて、当期末又は投資信託財産運用報告書作成時点の最近日における投資株式及び株式以外の有価証券について、有価証券の種類別及び発行地又は上場証券取引所等の地域別ごとに、金額及び投資比率を表示することができる。</p>
<p>(6) 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して記載されていること。</p>	<p>(6) 投資の対象とする不動産、不動産の賃借権又は地上権の主な種類</p> <p>当期末現在における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに区分して表示されていること。</p>
<p>(7) 投資の対象とする金銭債権の主な種類</p>	<p>(7) 投資の対象とする金銭債権の主な種類</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(8) 投資の対象とする手形の主な種類</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>(8) 投資の対象とする手形の主な種類</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(9) 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>記載</u>されていること。</p>	<p>(9) 投資の対象とする令第3条第13号から第17号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産</p> <p>当期末における資産残高及び当該投資信託財産の計算期間中における運用状況が投資者にとって理解しやすいように配慮され、<u>表示</u>されていること。</p>
<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の<u>記載</u>事項(当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投資信託財産計算規則令第58条第1項に掲げる<u>記載</u>事項に準ずる事項)</p> <p>投資信託財産計算規則令第58条第1項に準じて<u>記載</u>する場合には、2-6に準じて<u>記載</u>すること。</p>	<p>(10) 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成された運用報告書の<u>表示</u>事項(当該外国投資信託が設定された本国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、投資信託財産計算規則令第58条第1項に掲げる<u>表示</u>事項に準ずる事項)</p> <p>投資信託財産計算規則令第58条第1項に準じて<u>表示</u>する場合には、2-6に準じて<u>表示</u>すること。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>5-2 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>5-2-1 設立届出書の審査に係る留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 設立届出書第2面の3.(4)設立の際発行する投資口の発行価額及び口数 投資口の発行価額の総額は、令第56条に規定する出資総額を下回っていないか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-2-2 設立届出書の添付書類の審査に関する事項 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第105条第2項第1号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>5-2-3 (略)</p> <p>5-3 投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、規則第107条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p>	<p>5-2 投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>5-2-1 設立届出書の審査に係る留意事項 (1) (略)</p> <p>(2) 設立届出書第2面の3.(4)設立に際して出資される金銭の額 投資口の発行価額の総額は、令第57条に規定する出資総額を下回っていないか。</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-2-2 設立届出書の添付書類の審査に関する事項 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第108条第2項第5号に規定する「これらに代わる書面」に該当する。</p> <p>5-2-3 (略)</p> <p>5-3 投資法人の不成立に関する届出書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、規則第110条第1項の規定に基づく投資法人の不成立に関する届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>5-3-1 (略)</p> <p>5-4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、法第188条第1項の規定に基づく登録申請書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>5-4-1 登録申請書の審査に係る留意事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録申請書第6面の9.(1)出資総額 投資法人の成立時の出資総額は、令第56条に規定する額を下回っていないか。</p> <p>5-4-2 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項 (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第136条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>5-5 登録投資法人の変更及び解散の届出 5-5-1 登録投資法人変更届出 (1)・(2) (略)</p>	<p>5-3-1 (略)</p> <p>5-4 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項 財務局長等は、法第188条第1項の規定に基づく登録申請書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>5-4-1 登録申請書の審査に係る留意事項 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録申請書第6面の9.(1)出資総額 投資法人の成立時の出資総額は、令第57条に規定する額を下回っていないか。</p> <p>5-4-2 登録申請書の添付書類の審査に関する留意事項 (1) 国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面又はこれに準ずる書面は、規則第215条第4号に規定する「これに代わる書面」に該当する。</p> <p>5-5 登録投資法人の変更及び解散の届出 5-5-1 登録投資法人変更届出 (1)・(2) (略)</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(3) 変更届出書により、新たに執行役員となった者が法第9条第2項第6号イからニのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が法第101条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が法第115条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。</p> <p>5-5-2 財務局等の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書</p> <p>(1) 財務局等の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を受理した財務局長等は、規則第167条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に5-別紙13による財務局等の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長等に送付する。</p> <p>(2) <u>新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第167条第2項に基づく変更の登録をしたときは、同条第3項に基づく登録変更済通知書に、新たな登録番号を付記するものとする。</u> <u>なお、登録変更済通知書への付記の方法は、5-別紙14により行うものとする。</u></p> <p>(3) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第167条</p>	<p>(3) 変更届出書により、新たに執行役員となった者が法第9条第2項第6号イからニのいずれかに該当することが明らかとなった場合、新たに監督役員となった者が法第100条各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合又は新たに会計監査人となった者が法第102条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、速やかに改善を指示し、速やかに改善が見られない場合は、法第216条第1項の規定により、登録を取り消すものとする。</p> <p>5-5-2 財務局等の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書</p> <p>(1) 財務局等の管轄区域を越えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を受理した財務局長等は、規則第246条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に5-別紙13による財務局等の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長等に送付する。</p> <p>削除</p> <p>(3) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等は、規則第246条</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>第2項に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長等に変更登録をした旨をFAX等によりただちに連絡すると<u>伴に、登録変更済通知書の写しを送付する。</u></p>	<p>第2項に基づく変更の登録をしたときは従前の登録を行った財務局長等に変更登録をした旨をFAX等によりただちに連絡する。</p>
<p>(4) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等から規則第167条第2項に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長等は、当該投資法人の登録を抹消する。</p>	<p>(4) 新たに登録の権限を有することとなった財務局長等から規則第246条第2項に基づく変更の登録をした旨の連絡を受けた財務局長等は、当該投資法人の登録を抹消する。</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>5-5-3 (略)</p>	<p>5-5-3 (略)</p>
<p>5-6 資産運用報告書の記載要領 法第129条第1項第3号の規定による<u>資産運用報告書</u>は、投資者が理解しやすいように配慮して記載されるものであり、<u>投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則</u>（平成12年総理府令第134号。以下「投資法人計算規則令」という。）第59条に掲げる事項の具体的な記載要領は、2-6に準じて記載するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。 なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則令第59条第1項第24号に規定する事項として当該投資信託委託業者が合同運用している</p>	<p>5-6 資産運用報告書の表示要領 法第129条第2項の規定により表示すべき資産運用報告は、投資者が理解しやすいように配慮して表示されるものであり、<u>投資法人の計算に関する規則</u>（平成18年内閣府令第47号。以下「投資法人計算規則令」という。）第71条に掲げる事項の具体的な表示要領は、2-6に準じて表示するものとする。ただし、投資法人の財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。 なお、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者が投資法人の資産を他の投資法人と合同して運用する場合には、投資法人計算規則令第73条第1項第22号に規定する<u>その他当該営業期間中における投資法人の運用状況を明らかにするために必要な事項</u>として当該投資信託委託業者が合同運用してい</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。	る資産の総額、当該資産の種類、当該資産に係る当該投資法人の持分並びに持分に相当する金額を記載するものとする。
5-7 (略)	5-7 (略)
5-8 法定帳簿の作成・保存 5-8-1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存	5-8 法定帳簿の作成・保存 5-8-1 投資法人の法定帳簿の電磁的方法等による保存
(1) 法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、法第197条において準用する証券取引法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び規則第155条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。	(1) 法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、法第197条において準用する証券取引法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び規則第235条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。
(2) 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。	(2) 法定帳簿を電磁的方法により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。
① (略)	① (略)
② 保存に使用する媒体は、規則第155条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。	② 保存に使用する媒体は、規則第235条第2項に規定する当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。
③～⑧ (略)	③～⑧ (略)
(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。	(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。
① 保存に使用するマイクロフィルムは、規則第155条第2項に規定する	① 保存に使用するマイクロフィルムは、規則第235条第2項に規定する

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>5-8-2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p>(1) 法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、規則第<u>156</u>条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、規則第<u>156</u>条第2項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>5-9・5-10 （略）</p> <p>5-11 投資法人の純資産状況報告 財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。</p>	<p>当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）10年間の保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>5-8-2 資産保管会社の法定帳簿の電磁的方法等による保存</p> <p>(1) 法定帳簿の電磁的方法等による保存の対象となる法定帳簿は、規則第<u>236</u>条第1項各号に掲げる帳簿書類とする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 法定帳簿をマイクロフィルムにより保存する場合は以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 保存に使用するマイクロフィルムは、規則第<u>236</u>条第2項に規定する当該資産保管会社に係る投資法人の決算の承認後10年間の保存期間の耐久性を有していること。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>5-9・5-10 （略）</p> <p>5-11 投資法人の純資産状況報告 財務局長等が行う手続きは次のとおりとする。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>5-11-1 金融庁長官への報告</p> <p>規則第158条の規定に基づく投資法人の純資産状況表を受理した場合には、金融庁長官に対して、5-別紙18による投資法人の純資産状況集計表を作成し報告する。</p> <p>5-12 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>5-12-1 投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議すること。</p> <p>① <u>法第71条第6項において準用する商法第178条の規定による許可</u></p> <p>② <u>法第73条第4項において準用する商法第244条第4項において準用する商法第263条第4項による許可</u></p> <p>新設</p> <p>③ <u>法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可</u></p> <p>④ <u>法第94条第1項において準用する商法第244条第4項において準用する商法第263条第4項による許可</u></p>	<p>5-11-1 金融庁長官への報告</p> <p>規則第238条の規定に基づく投資法人の純資産状況表を受理した場合には、金融庁長官に対して、5-別紙18による投資法人の純資産状況集計表を作成し報告する。</p> <p>5-12 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>5-12-1 投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処理にあたり、次に掲げる許可又は承認については、あらかじめ金融庁に協議すること。</p> <p>削除</p> <p>① <u>法第73条第4項において準用する会社法第81条第4項による許可</u></p> <p>② <u>法第73条第4項において準用する会社法第82条第4項による許可</u></p> <p>③ <u>法第90条第3項において準用する会社法第297条第4項の規定による許可</u></p> <p>④ <u>法第94条第1項において準用する会社法第318条第5項による許可</u></p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
⑤ 法第108条第1項において準用する <u>商法第260条ノ4第4項</u> の規定による許可	⑤ 法第115条第1項において準用する <u>会社法第371条第2項又は第4項</u> （同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可
⑥ 法第131条第3項で準用する <u>商法第282条第3項</u> による許可	⑥ 法第128条の3第2項で準用する <u>会社法第433条第3項</u> による許可
⑦ 法第138条第4項で準用する <u>商法第293条ノ8</u> による許可	⑦ 法第132条第2項で準用する <u>会社法第442条第4項</u> による許可
⑧ <u>法第163条第1項において準用する商法第423条第2項の規定による許可</u>	削除
⑨ <u>法第163条第1項において準用する法第94条第1項において準用する商法第237条第2項の規定による許可</u>	削除
⑩ <u>法第163条第1項において準用する法第108条第1項において準用する商法第260条ノ4第4項</u> の規定による許可	⑧ <u>法第154条の3第2項</u> において準用する <u>会社法第371条第2項又は第4項</u> （同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による許可
新設	⑨ <u>法第157条第3項</u> において準用する <u>会社法第500条第2項</u> の規定による許可
⑪ 令第96条第1項第9号による承認	⑩ 令第117条第1項第9号による承認
(2) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処	(2) 財務局長等は、投資法人の監督事務に係る財務局長等への委任事項の処

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議すること。</p> <p>① 法第94条第1項において準用する<u>商法第237条ノ2第3項</u>による命令</p> <p>② 法第99条第1項において準用する<u>商法第258条第2項</u>の規定による<u>執行役員</u>の選任</p> <p>③ 法第104条において準用する<u>商法第258条第2項</u>の規定による<u>監督役員</u>の選任</p> <p>④ 法第139条で準用する<u>商法第237条ノ2第3項</u>による命令</p> <p>⑤ 法第162条による命令</p> <p>⑥ 法第144条で準用する<u>商法第58条第1項</u>による投資法人に対する解散の命令を求める裁判所への請求</p> <p>⑦ 法第144条で準用する<u>商法第58条第2項</u>による管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求</p> <p>⑧ 法第151条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任</p>	<p>理にあたり、次に掲げる権限の行使については、あらかじめ金融庁に協議すること。</p> <p>① 法第94条第1項において準用する<u>会社法第307条第1項</u>による命令</p> <p>② 法第108条第2項の規定による<u>一時役員</u>の職務を行うべき者の選任</p> <p>削除</p> <p>③法第110条第2項において準用する<u>会社法第359条第1項</u>による命令</p> <p>④ 法第162条による命令</p> <p>⑤ 法第144条において準用する<u>会社法第824条第1項</u>による投資法人に対する解散の命令を求める裁判所への請求</p> <p>⑥ 法第144条において準用する<u>会社法第825条第1項</u>による管理人の選任等の処分を求める裁判所への請求</p> <p>⑦ 法第151条第3項の規定による清算執行人又は清算監督人の選任</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>⑨ 法第151条第3項の規定による清算執行人及び清算監督人の選任</p>	<p>⑧ 法第151条第4項の規定による清算執行人及び清算監督人の選任</p>
<p>新設</p>	<p>⑨ <u>法第151条第5項の規定による清算執行人及び清算監督人の選任</u></p>
<p>⑩・⑪ (略)</p>	<p>⑩・⑪ (略)</p>
<p>⑫ 法第154条第2項の規定による清算執行人又は清算監督人の報酬の額の決定</p>	<p>⑫ 法第154条第2項の規定による清算執行人の報酬の額の決定又は法第154条の2第2項において準用する法第154条第2項の規定による<u>清算監督人の報酬の額の決定</u></p>
<p>⑬ 法第163条第1項において準用する<u>商法第125条第4項</u>の規定による価額の不確定な債権の鑑定人の選任</p>	<p>⑬ 法第157条第3項において準用する<u>会社法第501条第1項</u>の規定による価額の不確定な債権の鑑定人の選任</p>
<p>⑭ 法第163条第1項において準用する<u>商法第429条</u>の規定による<u>保存者</u>の選任</p>	<p>⑭ 法第161条において準用する<u>会社法第508条第2項</u>の規定による<u>帳簿書類を保存する者</u>の選任</p>
<p>⑮ 法第163条第1項において準用する法第99条第1項において準用する<u>商法第258条第2項</u>の規定による清算執行人又は清算監督人の選任</p>	<p>⑮ 法第153条第2項において準用する法第108条第2項の規定による<u>一時清算執行人又は一時清算監督人の職務を行うべき者</u>の選任</p>
<p>⑯ 法第185条第1項において準用する<u>非訟事件手続法第134条ノ2</u>の規定による即時抗告</p>	<p>⑯ <u>法第84条第2項、第139条の9第8項、第139条の10第2項、第141条第3項、第144条、第149条の3第4項、第149条の8第4項、第149条の13第4項、第150条及び第163条</u>におい</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>5-12-2・5-12-3 (略)</p> <p>6. 外国投資法人 6-1 外国投資法人に関する届出書の記載要領 外国投資法人に関する届出書の法第220条第1項各号及び規則第162条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の<u>営業</u>の全部又は一部の譲渡に関する事項 <u>営業譲渡</u>の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び<u>営業譲渡</u>に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>7. その他 7-1 信託会社等に対する証明書の発行 7-1-1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第83条の<u>7</u>第2項の規定に基づく登録免許</p>	<p>て準用する<u>会社法第872条</u>の規定による即時抗告</p> <p>(3) (略)</p> <p>5-12-2・5-12-3 (略)</p> <p>6. 外国投資法人 6-1 外国投資法人に関する届出書の記載要領 外国投資法人に関する届出書の法第220条第1項各号及び規則第<u>242</u>条第2項各号に掲げる事項の記載要領は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の<u>事業</u>の全部又は一部の譲渡に関する事項 <u>事業譲渡</u>の手続、投資主又はこれに相当する者への通知の方法及び<u>事業譲渡</u>に対し投資主又はこれに相当する者が異議申し立てができる場合はその内容を記載すること。</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>7. その他 7-1 信託会社等に対する証明書の発行 7-1-1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の租税特別措置法第83条の<u>3</u>第2項の規定に基づく登録免許</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>税軽減のための同法施行規則第31条の9第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の7第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>① 投資信託約款に資産運用の基本方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の7第2項第1号に定める特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</p> <p>②・③ (略)</p>	<p>税軽減のための同法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>① 投資信託約款に資産運用の基本方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の7第1項に定める特定不動産をいう。以下同じ。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること</p> <p>②・③ (略)</p>
<p>7-1-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法施行令附則第7条第26項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の17に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>7-1-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法施行令附則第7条第19項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の16に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>7-2 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>7-2-1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p>	<p>7-2 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>7-2-1 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>投資法人の租税特別措置法第83条の7第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の7第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7-2-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法施行令附則第7条第28項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の19に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>7-2-2 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法施行令附則第7条第21項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の20に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>7－別紙1（投資信託）（国税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align:center;"><u>金融庁長官 殿</u></p> <p style="text-align:right;">申請者 <u>所在地</u> <u>商号</u> <u>（会社名）</u> <u>取締役</u> <u>（氏名）</u> 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：租税特別措置法第83条の7第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（直近の証明書）及びその他の資産の評価の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。） <hr/> <p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の7第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第1号ロに規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託（投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合）である（ではない）。</p>	<p>7－別紙1（投資信託）（国税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align:center;"><u>金融庁長官 殿</u></p> <p style="text-align:right;">申請者 <u>所在地</u> <u>商号</u> <u>（会社名）</u> <u>取締役</u> <u>（氏名）</u> 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：租税特別措置法第83条の3第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（直近の証明書）及びその他の資産の評価の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。） <hr/> <p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第1号ロに規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託（投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合）である（ではない）。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>2. 当該不動産の取得は法第83条の7第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○ 印</p>	<p>2. 当該不動産の取得は法第83条の3第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○ 印</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行					改 正 案				
(別 紙)					(別 紙)				
[不動産の表示]					[不動産の表示]				
土 地 の 所 在	地 番	地 目	地	積	土 地 の 所 在	地 番	地 目	地	積
				m ²					m ²
[建物に関する表示]					[建物に関する表示]				
建 物 の 所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	建 物 の 所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
				m ²					m ²
(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。					(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。				

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>7－別紙3（投資信託）（地方税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 所在地 商 号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第27項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の17に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写） ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第26項第5号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。）</p>	<p>7－別紙3（投資信託）（地方税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right;">平成 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align:right;">申請者 所在地 商 号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第27項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の16に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款（写） ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第19項第5号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。）</p>
<p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第26項第1号（、第2号）及び第4号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第3号に規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託（投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合）である（ではない）。</p>	<p style="text-align:center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第19項第1号（、第2号）及び第4号に規定する要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p>なお、当該投資信託は同項第3号に規定する投資法人法第2条第1項の委託者指図型投資信託（投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている旨の国土交通大臣の証明書が必要となる場合）である（ではない）。</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>2. 当該不動産の取得取得について、令附則第26項第5号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇 印</p>	<p>2. 当該不動産の取得取得について、令附則第7条第19項第5号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇 印</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行					改 正 案				
(別 紙)					(別 紙)				
[不動産の表示]					[不動産の表示]				
土地の所在	地 番	地 目	地 積		土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積	
			<u>m²</u>					<u>m²</u>	
[建物] (注)					[建物] (注)				
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	建 物 の 所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
				<u>m²</u>					<u>m²</u>
(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。					(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。				

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>7－別紙4（投資法人）（国税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right">申請者 住 所 商 号（投資法人名） 執行役員（氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の7第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の9第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書（直近期） ：租税特別措置法第83条の7第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の資産運用報告書（直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。） 	<p>7－別紙4（投資法人）（国税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right">申請者 住 所 商 号（投資法人名） 執行役員（氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告（直近期） ：租税特別措置法第83条の3第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の資産運用報告（直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。）
<p style="text-align:center">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の7第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の7第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p>	<p style="text-align:center">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の3第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の7第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行					改 正 案				
(別 紙)					(別 紙)				
[不動産の表示]					[不動産の表示]				
土地の所在	地 番	地 目	地 積		土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積	
			m^2					m^2	
[建物] (注)					[建物] (注)				
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	建 物 の 所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
				m^2					m^2
(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。					(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。				

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>7－別紙5（投資法人）（地方税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right">申請者 住 所 商 号 （投資法人名） 執行役員 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第28項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の19に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写） ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第28項第5号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。）</p>	<p>7－別紙5（投資法人）（地方税）（日本工業規格 A4）</p> <p style="text-align:center">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align:right">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align:right">申請者 住 所 商 号 （投資法人名） 執行役員 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第28項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の20に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写） ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：<u>資産</u>運用報告（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第21項第5号ロに該当する場合は、直近期の<u>資産</u>運用報告（又は直近の証明書）及びその他の資産の価額の状況（7－別紙2により作成のうえ添付すること。）</p>
<p style="text-align:center">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第28項第1号（、第2号）及び第4号に規定する要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第28項第5号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p>	<p style="text-align:center">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則（以下「令附則」という。）第7条第21項第1号（、第2号）及び第4号に規定する要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第21項第5号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。</p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行	改 正 案
<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>	<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 ○○ ○○ 印</p>

投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について 新旧対照表
 第一部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係

現 行					改 正 案				
(別 紙)					(別 紙)				
[不動産の表示]					[不動産の表示]				
土地の所在	地 番	地 目	地 積		土 地 の 所 在	地 番	地 目	地 積	
			<u>m²</u>					<u>m²</u>	
[建物] (注)					[建物] (注)				
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積	建 物 の 所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積
				<u>m²</u>					<u>m²</u>
(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。					(注) 表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。				